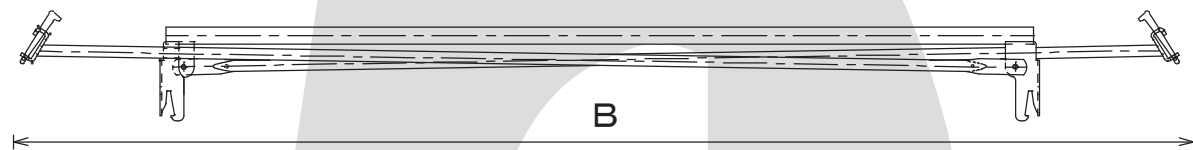
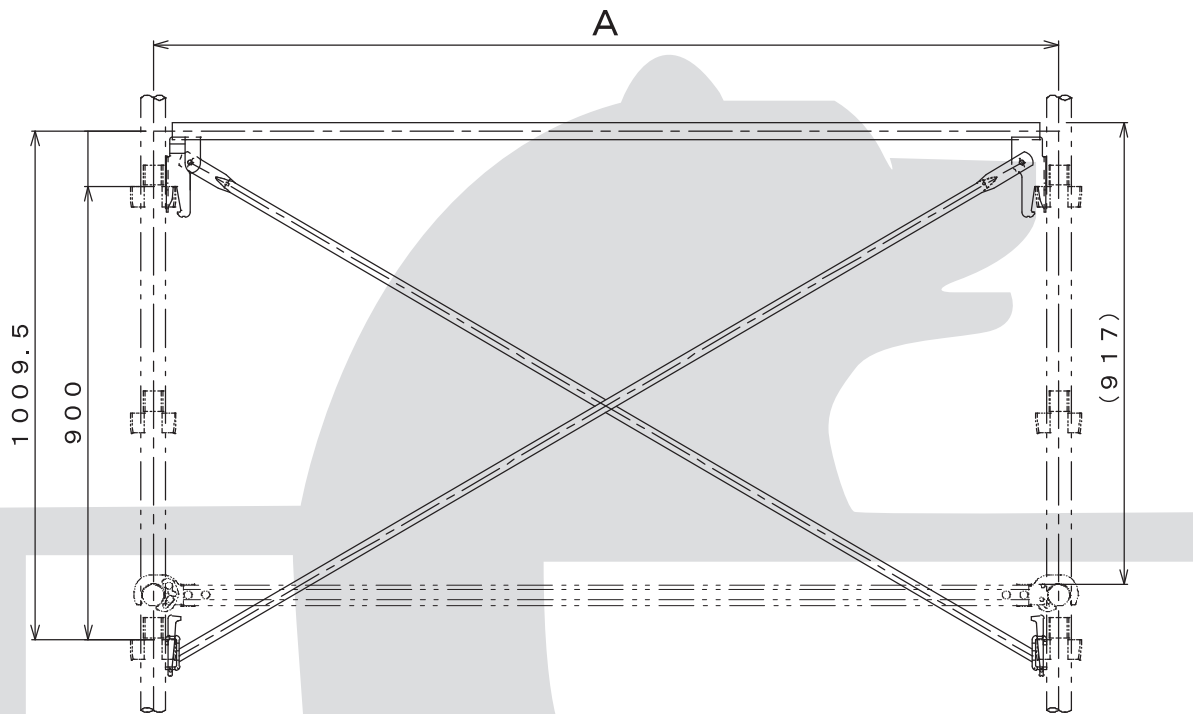


●クサビ先行手摺

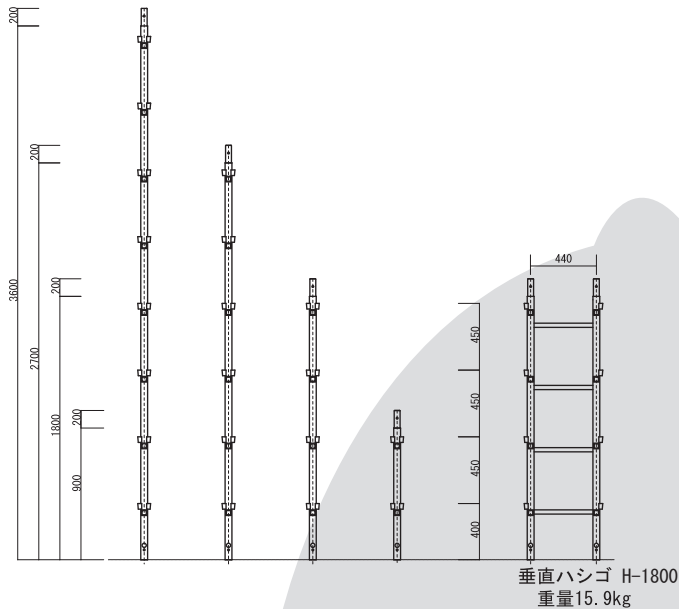
取付状態図



折畳み状態図

記号	A	B	重量
M S C X - 18	1829	2325	7.9
M S C X - 15	1524	2116	7.0
M S C X - 12	1219	1943	6.0
M S C X - 09	914	1825	5.1

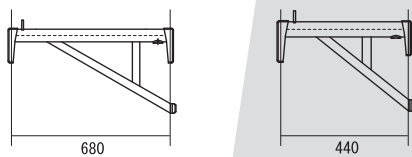
●クサビ支柱



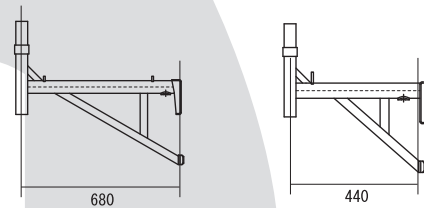
記号	寸法	重量(kg)
K-3.6	3600×48.6φ	12.9
K-2.7	2700×48.6φ	9.8
K-1.8	1800×48.6φ	6.8
K-0.9	900×48.6φ	3.7
K-0.45	450×48.6φ	2.1

●クサビブラケット 張出ブラケット

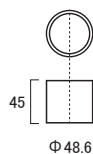
クサビブラケット



張出ブラケット



クサビアジャスター

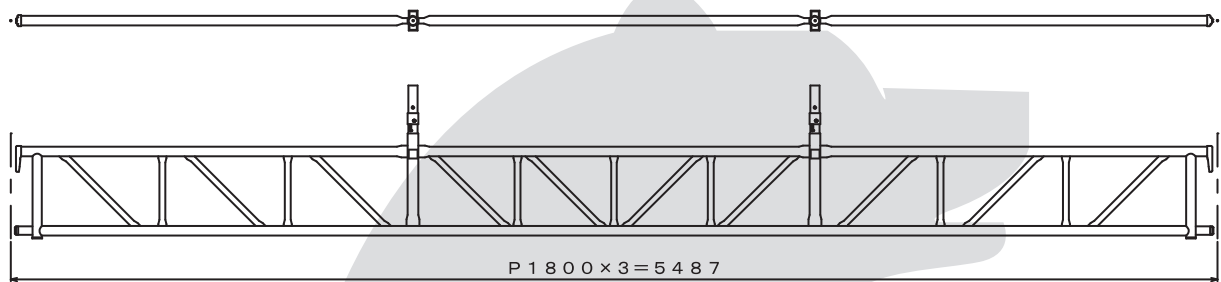


品名	記号	寸法	重量(kg)
クサビブラケット	KB-68	680×48.6φ	2.9
クサビブラケット	KB-44	440×48.6φ	2.0
張出ブラケット	KP-68	680×48.6φ	3.8
張出ブラケット	KP-44	440×48.6φ	2.6

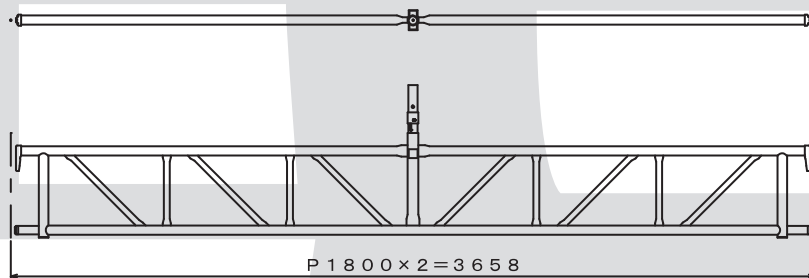
●クサビ手摺 クサビ梁枠

〈クサビ梁枠〉

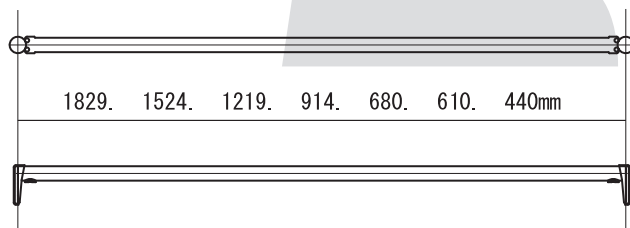
クサビ梁枠 (3スパン) 5489



クサビ梁枠 (2スパン) 3658



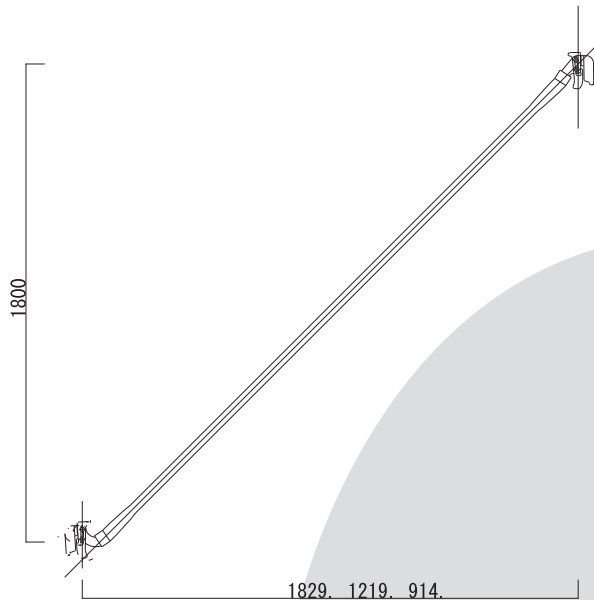
〈クサビ手摺〉



品名	記号	寸法	重量(kg)
クサビ梁枠	TK-54	5489	41.2
	TK-36	3658	20.5
クサビ手摺	TK-1829	1829 × 42.7 φ	4.6
	TK-1524	1524 × 42.7 φ	3.8
	TK-1219	1219 × 42.7 φ	3.2
	TK-0914	914 × 42.7 φ	2.5
	TK-0680	680 × 42.7 φ	1.8
	TK-0610	610 × 42.7 φ	1.7
	TK-0440	440 × 42.7 φ	1.4

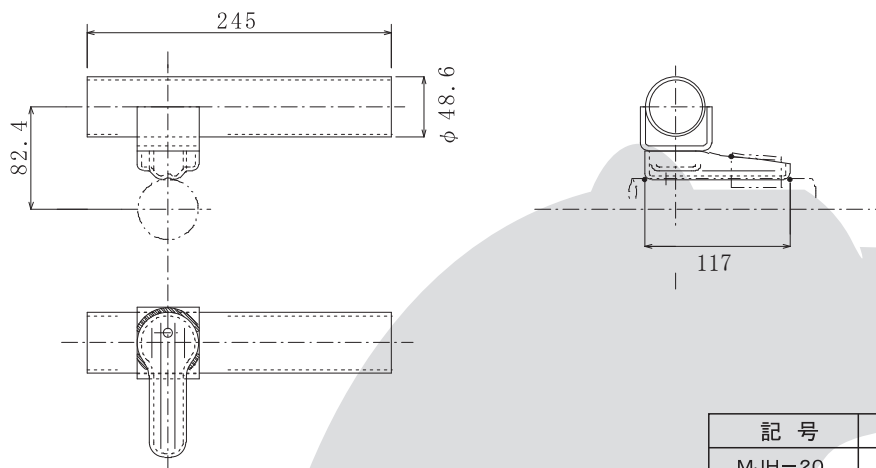


●クサビブレス



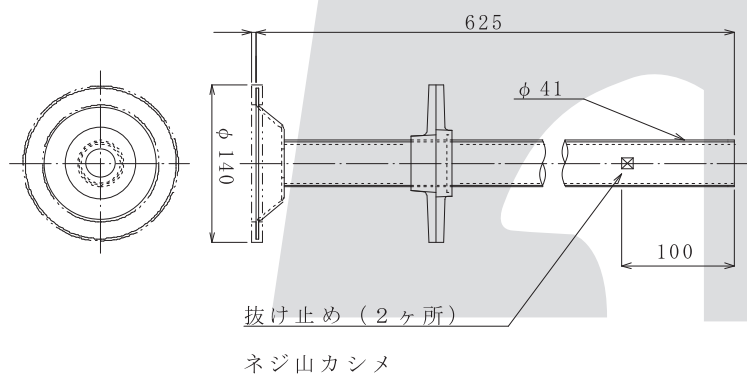
記号	寸法	重量(kg)
BTK-1829	1829×27φ	3.6
BTK-1219	1219×27φ	3.1
BTK-914	914×27φ	3.0

● 壁ホルダー



記号	寸法	重量(kg)
MJH-20	245×48.6φ	1.1

● 壁ジャッキ



記号	寸法	重量(kg)
ME-6WN	625×41φ	2.4

足場先行工法に関するガイドライン

(平 8. 11. 11. 基発第 660 号の 2)

1 制定の趣旨・目的

木造家屋等低層住宅建築工事における労働災害の防止については、昭和 58 年 9 月 6 日付け基発第 483 号による「木造家屋建築工事安全施工指針」等により労働災害防止対策の徹底を図ってきたところである。

一方、労働災害の発生状況を見ると、木造家屋建築工事における労働災害の全建設業に占める割合は死亡災害、死傷災害とも増加傾向にある。

その内容をみると、死亡災害のうち墜落災害が毎年 8 割前後を占めており、さらに、墜落災害の内訳をみると、建方作業等におけるものが 7 割を占めていることから、死亡災害の防止のためには建方作業等における墜落災害防止対策の充実が重要となっている。

建方作業については、従来、足場を設置せずに、あるいは墜落災害の防止措置が不十分な足場による施工が多くなされていたところである。

しかし、一方では木造家屋建築工事等において建方作業に先行して足場を設置し、建方作業を行う工法を採用し、墜落災害の大幅な減少を実現している事例もみられるところから、その普及徹底を図ることがこれらの工事における墜落災害の防止に最も有効であると考えられる。

このため、本ガイドラインは、当該工法の普及を促進し、建方作業等における墜落災害の防止の徹底を図るため、当該工法に係る具体的な足場の基準、施工手順、留意事項等について規定したものである。

2 適用対象

本ガイドラインは、軒の高さ 10 メートル未満の住宅等の建築物（現場打設の鉄筋コンクリート構造の建築物を除く。）の建設工事に適用する。

3 用語の意義

本ガイドラインにおける用語の意義は次のとおりとする。

(1) 足場先行工法

建方作業開始前に足場の設置を行い、その後の工事を施工する工法をいう。

(2) 二側足場

建地に前踏みと後踏みがある単管足場のうち、住宅等の建築物の建設工事に用いる足場をいう。

(3) ブラケット一側足場

建地にブラケット（持送り枠）を取り付けている一側足場をいう。

(4) 建方作業

柱、梁、桁等の構造部材の組立て並びに小屋梁、小屋つか、母屋、棟木及びたる木の取付けに係る作業をいう。

4 施工計画

(1) 事前調査

足場計画策定前に、敷地内の建築物及び構造物の設置状況並びに敷地周辺の道路、近隣の建築物、架空電線、樹木その他作業の障害となるものの状況について調査を行うこと。

(2) 工程計画

基礎工事、建方工事、屋根下地工事（大屋根・下屋）、ベランダ取付け工事等の作業の順序及び日程を調査の上、足場の設置及び変更並びに控えの取付けについての工程計画を作成すること。

(3) 足場計画

イ 敷地、建物の形状、移動式クレーンの能力、ジブの旋回半径等から足場の設置位置及び構造を決定し、足場計画を作成すること。

ロ 足場計画に基づき足場の使用部材量を確認するとともに、各部材については適切な経年管理が行われた良好な部品を準備すること。

(4) 作業計画

イ 各職別工事業者と作業方法、足場の一部変更の手順等について打ち合わせを行い、作業計画を作成すること。

ロ 移動式クレーンによる作業方法等について作業計画を作成すること。

(5) 仮設設備計画

足場計画の確定後に、足場組立作業及び移動式クレーンを使用する建方作業に支障のないように架空電線の絶縁用防護管の設置、仮設電柱、仮設トイレの設置等の仮設計画を作成すること。

(6) 安全衛生管理計画

足場の組立てから解体までの各工程に応じた労働災害防止対策及び足場の保守管理について、安全衛生管理計画を作成すること。

5 足場の構造等及び組上げ方法

(1) 足場の種類

イ 足場は二側足場とすること。ただし、敷地が狭い場合等二側足場の設置が困難な場合には、ブラケット一側足場等とすることができる。

ロ 足場は、全周を完全に組み上げるものとすること。ただし、建方作業のため、全周にわたって完全に組み上げることが困難な場合には、必要最小限において一部開

放の構造とすることができる。この場合、建方作業後速やかに全周にわたって完全に組み上げるものとする。

(2) 外壁と作業床の間隔及び墜落防止措置

イ 建方作業及び外壁施工前

足場からの墜落を防止するため、足場は建築物の外壁位置と足場の作業床の端とができるだけ接近した位置となるように設け、足場には手すりを設けること。

前手すりを設けることが困難な場合には労働者に安全帯を使用させること。

ロ 外壁施工後

建築物と足場の作業床との間隔は、30センチメートル以下とすること。

30センチメートル以下とすることが困難な場合には、ネットを設け又は労働者に安全帯を使用させる等墜落防止のための措置を講じること。

(3) 敷板及び敷盤等

イ 足場には敷板を用いること。ただし、地盤の不等沈下のおそれがない場合には敷盤等を使用することができる。

敷盤は24センチメートル×24センチメートル以上の大きさとし、材料は十分な強度を有するものとする。

ロ 足場の設置期間中に不等沈下が見られる場合には、ジャッキ型ベース金具等による調整を行うこと。

(4) 根がらみ

イ 根がらみは、できる限り低い位置に設置すること。

ロ 根がらみをはずした開口部等がある場合には、筋かい等で補強すること。

(5) 地上第一の布

地上第一の布は、2メートル以下の位置に設けること。ただし、建地を二本組にした足場及び隣接する面が緊結されている構造の足場については、2.3メートル以下の位置に設けることができる。

(6) 布の間隔

布の間隔は、2メートル以下とすること。

(7) 壁つなぎ又は控え

イ 建方作業前の足場には各面に控えを設けること。

敷地が狭あいでは控えを設けることが困難な場合には全周を緊急結した構造とすること。

ロ 建方作業後は、各面に控えを設けた足場以外の足場にあつては、足場の全周を完全に組み上げ、各面を相互に緊結するとともに、速やかに各面に壁つなぎを設ける

こと。

建築物の構造等により壁つなぎを設けることが困難な場合には、火打ち及び圧縮材等を設け、かつ、足場の一面の長さが長い場合には頭つなぎを設けて足場を補強すること。

(8) 筋かい

足場には、各面におおむね45度の傾きの筋かいを全層及び全スパンにわたって設けること。

(9) 作業床

イ 足場には、40センチメートル以上の幅の作業床を設けること。ただし、ブラケット側足場であって40センチメートル以上の幅の作業床を設けることが困難な場合には、24センチメートル以上の幅の作業床とすることができる。

ロ 作業床の床材間のすき間は、3センチメートル以下とすること。ただし、ブラケット側足場の場合には、5センチメートル以下とすることができる。

(10) 手すりの取付位置

作業床の手すりの高さは、75センチメートル以上とすること。

(11) 昇降設備

足場には階段を設けること。

階段の踏面は等間隔で設け、その幅は20センチメートル以上、けあげの高さは30センチメートル以下とすること。

(12) 屋根からの墜落防止

イ 屋根からの墜落防止のため、足場の建地を屋根の軒先の上に突き出し、その建地に手すりを設けること。

手すりは、軒先から75センチメートル以上の高さの位置に設け、かつ、中さんを設けること。

ロ 軒先と建地との間隔は、30センチメートル以下とすること。

ハ 屋根勾配が6/10以上である場合又はすべりやすい材料の屋根下地の場合には、20センチメートル以上の幅の作業床を2メートル以下の間隔で設置すること。

(13) シート等

イ 足場先行工法においては、建方作業後壁つなぎ等による足場の補強が完了するまでシート等を設置してはならないこと。

ロ 建方作業後は、屋根及び足場の作業床等からの材料、工具等の飛来落下による災害を防止するため、シート等を設置することが望ましいこと。

- ハ シートを設置する場合には、シートの自重及び風荷重を考慮して足場を十分に補強すること。
- ニ シート等は、足場の建地、布等の間隔に応じた寸法のものを使用すること。
- ホ シートは、すべてのハトメで容易に外れないよう足場に緊結すること。
- ヘ シートは劣化したもの、破損しているもの等は使用してはならないこと。

6 足場の設置

(1) 設置時期

足場は、基礎工事、埋め戻し及び地ならしが終了した後、建方作業の開始前に設置すること。

(2) 足場の組立て

- イ 足場を組み立てる前に、部材の著しい損傷、変形、腐食等の有無を確認し、異常がある場合には適正なものに交換すること。
- ロ 足場計画等に基づき、作業の方法、作業手順等を確認しながら組み立てること。
- ハ 足場の倒壊防止のため、仮り付けの控え等を設けながら組み立てること。
- ニ 移動式クレーンの位置及び建物の形状を図面で確認し、足場が建築物に接触したり、クレーン作業で邪魔にならないように組み立てること。

(3) 足場の変更

- イ 工程の進展に伴う建物の形状の変化に合わせ、下屋足場の設置等を速やかに行うこと。
- ロ 作業の都合上、足場の一部を変更する場合には、足場を使用する労働者の安全を確保するとともに、作業終了後は必ず復元を行うこと。復元が困難な場合には、速やかに当該工事を施工する工務店、足場工事業者等に連絡すること。

7 建方作業

- (1) 建方作業において移動式クレーンを使用する場合には、足場や架空電線との接触を防止するため合図の徹底等を行うこと。
- (2) 足場の作業床に手すりを設けることが困難な場合等墜落のおそれのある場合には、建方作業に従事する労働者に、安全帯を使用させること。
- (3) 建築物内部への墜落を防止するため、2階梁を設置後速やかに墜落による危険を防止するためのネットを張り又は2階床の施工を行うこと。

くさび緊結式足場の組立て及び使用に関する技術基準

第1章 総則

1. 適用

この技術基準は、認定基準に定める「くさび緊結式足場の部材及び附属金具」に適合する部材を用いて、高さ 31m 以下の足場を組み立てる場合及び当該足場を使用する場合について適用する。

2. 定義

(1) くさび緊結式足場

認定基準に定められた「くさび緊結式足場の部材及び附属金具」の部材を用いて組み立てられた「くさび緊結式ビル工事用足場」及び「くさび緊結式住宅工事用足場」をいう。

(2) くさび緊結式ビル工事用足場

くさび緊結式足場のうち、高さ 31m 以下のビル工事等の建設工事に使用される足場をいう。

(3) くさび緊結式住宅工事用足場

くさび緊結式足場のうち、軒の高さ 10m 未満の木造家屋等低層住宅の建築工事に使用される足場をいう。

3. 法令等の遵守

認定基準に定める「くさび緊結式足場の部材及び附属金具」に適合する部材を用いて、高さ 31m 以下の足場を組み立てる場合及び当該足場を使用する場合には、労働安全衛生関係法令を遵守するとともに、くさび緊結式住宅工事用足場の組立て及び使用の基準を適用する場合には、平成 8 年 11 月 11 日付け厚生労働省通達基発第 660 号「木造家屋等低層住宅建築工事における労働災害対策の推進について」に示された「足場先行工法に関するガイドライン」を遵守すること。

第2章 くさび緊結式ビル工事用足場の組立て及び使用の基準

1. 組立基準

(1) 足場の種類

足場は、本足場とすること。

(2) 緊結方法

くさび緊結式ビル工事用足場の組立てにあたっては、緊結部の凸型金具等を凹型金具等に確実に打ち込むこと。また、大筋かい、根がらみ、方杖等の部材を足場用鋼管で取り付ける場合には緊結金具を使用し、これを確実に締め付けること。

(3) 建築物との間隔

建築物の外壁となる位置と足場の作業床の端との間隔は、30cm 以下とすること。
30cm 以下とすることが困難な場合には、手すりに中さん及び幅木を併用する等、墜落防止のための措置を行うこと。

(4) 足場の脚部

足場の脚部は、次によること。

- ① 支柱の下端には、ねじ管式ジャッキ型ベース金具を用い、これを敷板等不等沈下しない堅固なものの上に設ける。
- ② 桁行方向、梁間方向それぞれに根がらみを設ける。

(5) 支柱の組立て

支柱の組立ては、次によること。

- ① 支柱の間隔は桁行方向 1.85m 以下、梁間方向 1.5m 以下とする。
- ② 支柱のジョイント部は、抜け止めを施すものとする。

(6) 地上第一の布

地上第一の布は、2m 以下に設けること。

(7) 緊結部付布材

緊結部付布材は、次のいずれかの位置の前踏み、後踏みの両構面に設けること。

- ① 手すり兼用として、作業床からの高さが概ね 90cm の位置とする。
- ② 作業床と同じ高さの位置とする。

(8) 作業床

作業床の設置は、次によること。

- ① 作業床の床材は、床付き布わく又は緊結部付床付き布枠を使用し、作業床の幅は 40cm 以上とする。
- ② 作業床の床材は、次のとおり組み立てるものとする。
 - ア 梁間方向の腕木材又は緊結部付ブラケットに架け渡して取り付ける。
 - イ 垂直間隔は 2m 以下とする。
 - ウ 各スパンにわたって連続、かつ、堅固に取り付ける。
 - エ 梁間間隔に合うように一枚又は複数枚を敷き並べる。
 - オ 床材間の隙間及び床材と幅木との隙間は 3cm 以下とする。
 - カ つかみ金具は確実にロックする。

(9) 墜落防護工

各作業床の端部には、作業床からの高さが概ね 90cm の位置に手すりを、手すりとは作業床の間には中さんを設け、かつ、幅木を設ける等の墜落防護のための措置を行うこと。ただし、次の場合は躯体側の中さん及び幅木を省略できる。

- ① 作業床の端部と躯体との間隔が 30cm 以下のとき。
- ② 作業床の端部と躯体との隙間に墜落防止のためのネットが設けられているとき。

(10) 筋かい

足場の外側構面には筋かいを設けることとし、その取付けは、次によること。

- ① 足場用鋼管及び緊結金具を用いた大筋かいを設ける場合は、全層全スパンにわたって、8層8スパン以下毎に交さ2方向に設け、その傾きは水平に対し概ね45°とし、大筋かいは各支柱に緊結する。
- ② くさび式足場用斜材を用いて筋かいを設ける場合は、水平に対し概ね45°の傾きで、6層6スパン以下毎に交さ2方向に設ける。

(11) 壁つなぎ

壁つなぎの取付けは、次によること。

- ① 垂直方向 5.0m 以下、水平方向 5.5m 以下の間隔で設ける。
- ② 壁つなぎの建物側への取付けは、柱、梁等の堅固な箇所とし、足場側への取付けは腕木材を取り付けた位置の支柱とする。
- ③ 壁つなぎは、壁つなぎ用金具を用いる。

(12) 昇降階段

昇降階段を設けるとともに、2層以下毎に踊場を設けること。

(13) 梁枿

梁枿を用いて足場構面に開口部を設ける場合は、次によること。

- ① 梁枿には低層用は使用しない。
- ② 梁枿は前踏み及び後踏みの位置に2枚使用する。
- ③ 梁枿を用いた開口部の大きさは幅3スパン以下、高さ3層以下とする。
- ④ 梁枿を支持する支柱から外方に1スパン以上設ける。
- ⑤ 梁枿の両端のスパンは梁枿のレベルまで各層に筋かいを設ける。
- ⑥ 梁枿を取り付けた支柱の両端支持部には壁つなぎを設ける。
- ⑦ 2枚の梁枿間の水平面には床付き布わく又は緊結部付床付き布枿を設け水平構を形成する。

(14) 落下物防護工

落下物防護としてメッシュシート及び防護柵（朝顔）を設置する場合は、次によること。

- ① メッシュシートの取り付けについては、仮設機材認定基準第11章メッシュシートの使用基準による。
- ② メッシュシートは風荷重を計算しその結果に基づき足場の補強を施す。

- ③ 朝顔及び朝顔を支持する斜材の取付けは、腕木材を取り付けた位置の支柱とする。
- ④ 朝顔及び朝顔を支持する斜材を取り付けた位置の前踏みに壁つなぎを設ける。
- ⑤ 朝顔の自重及び風荷重を計算し、その結果に基づいて足場の補強を施す。

(15) 拡幅

足場の拡幅を行うときは、次によること。

- ① 足場の梁間方向の幅を途中層で変えるときは上下層の幅の比を 5/3 以下とし、全層間で 1 回までとする。
- ② 張り出した部分に方杖を設け、方杖の取付けは、腕木材を取り付けた位置の支柱とする。
- ③ 方杖を取り付けた上端及び下端の位置の前踏みに壁つなぎを設ける。

(16) 建設用リフト等の設置

建設用リフト等を設置する場合は、足場に作用する荷重を計算し、その結果に基づいて足場の補強を行うこと。

2. 使用基準

(1) 部材の一時的取り外し

作業のためやむをえず部材を取り外すときは、取り外した状態における足場の強度が著しく低下しないことを事前に確認するとともに、当該作業が終了した後は、直ちに原状に復すること。

(2) 積載荷重

- ① 作業床の最大積載荷重は、次表に示された値以下とすること。

梁間方向の支柱間隔		1 層 1 スパンの積載荷重	1 スパンの積載荷重の合計
400mm 以上 900mm 未満		200kg	400kg
900mm 以上	連続スパン載荷の場合	250kg	500kg
	1 スパンおき載荷の場合	400kg	800kg

- ② 最大積載荷重は、床付き布わく及び緊結部付床付き布枠の許容積載荷重を超えないこと。
- ③ 梁枠で構成された開口部上方の足場の全積載荷重は 800kg 以下とすること。

(3) 表示

足場には最大積載荷重を表示すること。

第 3 章 くさび緊結式住宅工事用足場の組立て及び使用の基準

1. 組立基準

(1) 足場の種類

足場は、本足場とすること。ただし、敷地が狭い場合等本足場の設置が困難な場合には、ブラケット側足場とすることができる。

(2) 緊結方法

くさび緊結式住宅工事用足場の組立てにあたっては、緊結部の凸型金具等を凹型金具等に確実に打ち込むこと。また、大筋かい、根がらみ等の部材を足場用鋼管で取り付ける場合には緊結金具を使用し、これを確実に締め付けること。

(3) 建築物との間隔

外壁と作業床の間隔は、次によること。

- ① 建方作業及び外壁施工前にあつては、建築物の外壁となる位置と足場の作業床の端とができるだけ接近した位置となるように設ける。
- ② 外壁施工後には、建築物の外壁と足場の作業床の端との間隔は、30cm 以下とする。30cm 以下とすることが困難な場合には、手すりに中さんを併用する等墜落防止のための措置を行う。

(4) 足場の脚部

足場の脚部は、次によること。

- ① 支柱の下端には、ねじ管式ジャッキ型ベース金具を用い、これを敷板、敷盤等不等沈下しない堅固なものの上に設ける。
- ② 桁行方向、梁間方向それぞれに根がらみを設ける。

(5) 支柱の組立て

支柱の組立ては、次によること。

- ① 支柱の間隔は、桁行方向 1.85m 以下とし、本足場の場合にあつては梁間方向 1.5m 以下とする。
- ② ジョイント部は抜け止めを施すものとする。

(6) 地上第一の布

地上第一の布は、2m 以下に設けること。ただし、支柱が十分に補強されている場合及び隣接する面が緊結されている構造の足場については、2.3m 以下の位置に設けることができる。

(7) 緊結部付布材

緊結部付布材は次のいずれかの位置に（本足場にあつては前踏み、後踏みの両構面）設けること。

- ① 手すり兼用として、作業床からの高さが概ね 90cm の位置とする。
- ② 作業床と同じ高さとする。

(8) 作業床

作業床の設置は、次によること。

- ① 作業床の床材は、布付き布わく又は緊結部付床付き布枠を使用し、作業床の幅は

40cm 以上とする。ただし、一側足場にあつては 24cm 以上 40cm 以下とすることができる。

- 2) 作業床の床材は、次のとおり組み立てるものとする。
 - ア 腕木材又は緊結部付ブラケットに架け渡して取り付ける。
 - イ 垂直間隔は 2m 以下とする。
 - ウ 各スパンにわたって連続、かつ、堅固に取り付ける。
 - エ 梁間間隔又はブラケットの幅に合うように一枚又は複数枚を敷き並べる。
 - オ 床材間の隙間は 3cm 以下とする。
 - カ つかみ金具は確実にロックする。

(9) 墜落防護工

各作業床の端部には、作業床からの高さが概ね 90cm の位置に手すりを、手すりとして作業床の中間に中さんを設けること。

(10) 筋かい

足場の外側構面には筋かいを設けることとし、その取付けは、次によること。

- ① 足場用鋼管及び緊結金具を用いて大筋かいを設ける場合は、全層全スパンにわたって設け、その傾きは水平に対し概ね 45° とする。大筋かいは各支柱に緊結する。
- ② くさび式足場用斜材を用いて筋かいを設ける場合は、水平に対し概ね 45° の傾きで、全層全スパンにわたって原則として連続して設ける。

(11) 壁つなぎ等

壁つなぎ又は控え等の取付けは、次によること。

- ① 建方前の足場
 - ア 原則として全周を緊結した構造とする。
 - イ 全周を緊結できない場合は、控え・斜材等で補強することにより倒れ防止を施す。
- ② 建方作業後の足場
 - ア 速やかに各面に壁つなぎを設ける。
 - イ 建築物の構造等により壁つなぎを設けることが困難な場合には、火打ち及び圧縮材を設け、かつ、足場の一構面の長さが長い場合には頭つなぎ等を設けて足場を補強する。
- ③ 壁つなぎ又は圧縮材は、垂直方向 5.0m（一側足場にあつては 3.6m）以下、水平方向 5.5m 以下の間隔で設け、かつ、足場の最上層及び側端が解放されている足場の場合は、当該側端にも設ける。

(12) 一側足場の高さ

一側足場の場合、足場の高さ（支柱の下端部から最上段の作業床の位置）は、原則として 6m 以下とする。ただし、支柱の補強を行うことにより 9m 以下とすることができる。

(13) 屋根からの墜落防止設備

屋根からの墜落防止設備は、次によること。

- ① 支柱を屋根の軒先の上に突き出し、その支柱に手すり及び中さんを設ける。
- ② 手すりの高さは、軒先から 75cm 以上とする。
- ③ 軒先と支柱との間隔は、30cm 以下とする。

(14) 昇降設備

昇降設備として、階段を設けること。

(15) 梁枿

梁枿を用いて足場構面に開口部を設ける場合は、以下によること。

- ① 梁枿を支持する支柱は二側とし、梁枿は前踏み及び後踏みの位置に 2 枚使用する。
- ② 梁枿を用いた開口部の大きさは幅 3 スパン以下、高さ 3 層以下とする。
- ③ 梁枿の両端のスペンは梁枿のレベルまで各層に筋かいを設ける。
- ④ 梁枿を取り付けた支柱の両端支持部には壁つなぎ又は圧縮材を設ける。

(16) 低層住宅用メッシュシート

低層住宅用メッシュシートを設置する場合は、次によること。

- ① 建方が完了し、壁つなぎ等の補強が完了してから設置する。
- ② メッシュシートの取付けについては、仮設機材認定基準第 27 章低層住宅用メッシュシートの使用基準による。

2. 使用基準

(1) 部材の一時取り外し

作業のためやむをえず部材を取り外すときは、取り外した状態における足場の強度が著しく低下しないことを事前に確認するとともに、当該作業が終了した後は、直ちに原状に復すること。

(2) 積載荷重

- ① 作業床の最大積載荷重は、1 スパン当たり 200kg 以下とし、かつ、足場一構面につき 400kg 以下とすること。
- ② 足場の一部を 6m を超えて高くした一側足場の場合、6m を超える部分の全積載荷重は、200kg 以下とすること。
- ③ 梁枿で構成された開口部上方の足場の全積載荷重は、200kg 以下とすること。

(3) 表示

足場には、最大積載荷重を表示すること。